

別表 1

期間加重措置の適用関係（要綱第 6第 2項第 1号及び第 2号）

第 2回目 第 1回目		別表第1	別 表 第 2		
			1号	2号・3号・4号・8号	5号・6号・7号・9号
別表第 1		○			
別表第 2	1号		◎	○	○
	2号・3号・4号・8号		○	◎	○
	5号・6号・7号・9号		○	○	○

＊ ◎は3年、○は1年

別表 2

指名停止期間変更の適用関係（要綱第 6第 6項）

新たな該当要件 指名停止中の要件		別 表 第 2 （本市契約）			
		2号(1)	3号(1)	8号	2号(1) / 3号(1)
別表第 2 (本市契約以外)	2号(2)	○			
	3号(2)		○		
	2号(2) / 3号(2)			○	
	8号				○(注)

＊ ○が期間変更の対象

＊ (注)の場合、新たな要件の2号(1)は逮捕又は告発（指名停止期間12か月）の場合に限る。